

韓国で 口蹄疫

再発

こうていえき

한국에서 구제역이 재발!



ハム・ソーセージ・ベーコンなど、肉製品の日本への持込みはできません。
違反した場合は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられます。
(法人の場合は5,000万円以下)

고기나 고기요리는 일본에의 반입이 금지되고 있습니다。
축산물을 불법으로 반입한 경우 3년 이하의 징역 또는 300만엔 이하의 벌금 이 부과됩니다。
(법인의 경우 최고5,000만엔)



가족이나 친구에게 알려 드려세요
家族や友達にも教えてあげてね

海外での畜産関連施設への
立入りはご遠慮ください。
돼지, 소 등의 동물과의
접촉은 피해 주세요.





日本に入国する旅行者へのお願い

肉類を持ち込まない



- ほとんどの国から、検査証明書のない肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品は日本に持ち込むことはできません。
- 家族、知人に、小型包装物、小型郵便物(国際郵便)で肉製品等を送らないように伝えて下さい。
- 国際郵便で検査を受けていない肉製品等を受け取った場合は速やかに最寄りの動物検疫所に御連絡下さい。

※違法に畜産物を持ち込んだ場合は、3年以下の懲役又は最高300万円の罰金が科せられます。(法人の場合は、最高5,000万円)

消毒します！



- 海外で使用した汚れた作業着、作業靴、長靴は持って来ないでください。
- 海外で家畜のいる場所に行った方や日本国内で家畜に触れる予定のある方は、入国時に手荷物引き取り場内にある「動物検疫カウンター」にお立ち寄りください。

海外の家畜に
接触しない



- 日本に来る前1週間以内に、家畜に触れないで下さい。
- 日本に来てから1週間は、家畜に触れないで下さい。

農林水産省 動物検疫所

<http://www.maff.go.jp/aqs/>

日本へのお土産が **肉製品?** それっていいの?

海外からの肉製品のほとんどが
日本に持ち込めません。

加熱調理品、
真空パック、
免税店で購入したもの
も禁止です。

輸入できない畜産物を持っている場合、
入国が認められないことがあります。



農林水産省 動物検疫所

詳しくは Web で

日本へ入国される皆様へ



肉製品や動物由来製品は、
日本への持込みが
原則禁止されています。

少しでも肉を含むものは



罰則の対象です。

海外で使用する汚れた
作業着、長靴等

持ってこないでください

畜産物を違法に持ち込むと、**3年以下の懲役又は
300万円以下(法人の場合5000万円以下)の罰金**
の対象となります。

なお、輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。

日本国農林水産省動物検疫所
<https://www.maff.go.jp/aqs>

農林水産省
検疫探知犬
Quarantine Detector Dog